

岡山県肝炎一次専門医療機関基準及び届出要領

1 目的

本要領は、肝炎ウイルス検診等で発見された肝炎ウイルスキャリアに対し一般医療機関と連携し、専門的な検査及び治療等を提供できる医療機関の基準及び届出の手続を定める。

肝炎一次専門医療機関は、専門的知識を持つ医師による診断と治療方針の決定及び肝炎治療等を実施する。

2 肝炎一次専門医療機関基準

(1) 以下のア～ウのいずれかの要件を満たす医師が1名以上いること。

ア (社)日本肝臓学会専門医

イ 以下の(ア)～(ウ)の要件を満たす者

(ア) 肝疾患を診断・治療できる技量を持ち、肝疾患の臨床経験が5年以上あること。

(イ) 腹部超音波検査を年間50例以上実施、または読影していること。

(ウ) (社)日本肝臓学会専門医の推薦があること。

ウ 肝疾患に関する指定の研修会を3回以上受講した者。

(2) ウイルス性肝炎・肝がん等に関して、岡山県肝炎対策協議会（以下「肝炎対策協議会」という）等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともに岡山県がん登録に協力すること。また、診療所においては、全国がん登録における指定診療所の指定を受けるよう努めること。

(3) 担当医は肝疾患に関する指定の研修会を1回／年以上受講すること。

(4) 届出基準の詳細は別に定める。

3 届出

肝炎一次専門医療機関の届出をしようとする医療機関は、別記様式1に必要事項を記入の上、肝炎対策協議会に提出するものとする。

肝炎対策協議会は届出のあった医療機関を審査し、適格な肝炎一次専門医療機関として認められた場合、別記様式2により受理を通知する。

4 更新

認定期間は2年以内とする。

5 届出後の変更

届出機関は、届出事項に変更のあった場合には、変更の内容、年月日、理由等を明記した変更届（別記様式3）を速やかに肝炎対策協議会に提出すること。

6 辞 退

届出機関は、届出を辞退する場合には、辞退の理由を明記した辞退届（別記様式4）を肝炎対策協議議会に提出すること。

7 届出の取消し

肝炎対策協議会は、届出機関が次の各号に該当する場合は届出取消の審査をし、一次専門医療機関として不適当と認められれば取り消すことができる。（別記様式5）

- (1) 2に定める基準に該当しなくなったとき。
- (2) 岡山大学病院への肝がん登録の届出が3年間全くないとき。
- (3) その他届出施設として不適当と認められたとき。

8 市町村への周知

届出が受理された医療機関は、適格な肝炎一次専門医療機関として、肝炎対策協議会から市町村へ通知する。また、取消しのあった場合にも同様に、その旨市町村へ通知する。

9 施 行

平成19年4月1日から施行する。

岡山県肝炎対策協議会

【事務取扱機関】〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部健康推進課（電話086-226-7331）

附 則

平成19年 3月19日 設置

平成20年 3月19日 改正

平成20年11月19日 改正

平成22年 7月23日 改正

平成27年 1月22日 改正

平成27年11月12日 改正

岡山県肝炎一次専門医療機関基準について

「岡山県肝炎一次専門医療機関基準及び届出要領」の2（4）に定める基準の詳細は、以下のとおりとする。

- 1 肝疾患を診断・治療できる技量とは、肝がんに対する診断20例以上、肝炎に対するインターフェロン治療10例以上の経験があることをいう。
- 2 指定の研修会とは、岡山県医師会が生涯教育として認定する肝疾患に関する研修会、日本肝臓学会又は日本消化器病学会が開催する肝疾患に関する研修会をいう。
- 3 可能な限り、県内の専門医からの推薦が望ましい。